

トピックス
1. 安全衛生管理体制
2. 長月 処暑～白露の頃



福留経営労務管理事務所
 姫路龍馬会
 社会保険労務士・行政書士
 福留 章

龍馬通信

No. 21
 2019年9月号

長月 処暑～白露の頃

流石の夏将軍も盆を過ぎ、8月下旬に入ると矛を納めたようだ。心残りの夏もあきらめの夏になりそうだ。梅雨入りと明けが遅れ、その後の猛暑は連日列島を燃え上がらせたが、季節の移ろいは、将軍の隙を突いて確実にやってきた。虫の声を単なる物音や雑音としてではなく、虫の声として聴くことのできる民族はかなりの少数派だと聞いたことがある。日本人は虫の鳴き声を右脳でも聴くことができるらしい。夏の初めから盛夏にかけて、ミンミン蟬やクマ蟬が「ミンミンミーン」「シカシカシカ」と短い命を惜しむかのように鳴き通す。夏になくってはならないBGMのように。やがて季節が動くと「つくつくぼうし」が登場する。名前の通りに「ツクツクボウシ」と鳴くのだが古人は「^{うるわ}美^よ佳^し」とか「つくづき^お惜^し」「つくづく^う憂^し」と聞いたそうだ。



夏の終わりは赤とんぼ、そして「ひぐらし」。朝夕に「カナカナカナ」と悲しげに鳴く。バトンを受けるのは秋の虫たち。処暑から白露の季節。草むらの虫たちは次第にその数を増やして、秋の夜長を彩るオーケストラ。自然のたくまざる演出は生きとし生きるものを優しく包んでくれる。白露を過ぎる頃になると、朝の陽に緑の葉に降った露が美しい。キラキラと輝く様は花や宝石に例えられる。「^{せっか}雪華」「^{ろじゅ}露珠」「^{ぎょくろ}玉露」思わず手に取ろうとすればコロコロと水玉が葉先の方に転げ落ちる。その清々しきの快いこと。人は虫の声や冷気を含んだ風に、小さな秋をみつける。

夏の思い出という程、にぎわいのある人生ではないけれど、秋の夜長、これまでの人生を振り返り、さてこれからどう生きようかと思案するのも一興かと…。

※処暑、白露とも24節季のひとつ。

処暑は8月23日頃で夏の暑さが落ち着く頃。白露は9月8日頃で野草の葉に朝露が降る頃をいいます。

随筆 『龍馬と私』～郷士とは～



初代藩主山内一豊の頃、一領具足は1万人近くいたと言われる。土佐藩家老 野中兼山は、多くは農民となった一領具足の不満を懐柔するとともに藩の財政を強くする為に、士官できなかった者たち、庄屋になれなかった者たちを「郷士」として取り立てて、庄屋の支配下に置き、「新田開発」にあたらせた。これを「慶長郷士」といい「郷侍」とも呼ばれた。リストラされて、路頭に迷っている元社員をアルバイトとして再雇用するようなものだ。ただし、アルバイトから正社員になる道はない。時とともに、「郷士」もその姿を変

えていった。一領具足でなくても他国者であっても郷士に取り立てることがあった。さらにカネで郷士の身分を買うことができる時代がやってくる。郷士の中には貧困となったり、子どもに恵まれず、郷士の地位を守れなくなり、台頭してきた裕福な商人などに譲る者が出てきた。譲られた者を「譲受郷士」といい譲ってもなお武士の身分を保っているものを「地下浪人」といった。

宝暦13年(1763年)。土佐の西端に位置し、土地が荒廃していた幡多郡を開発するため、新規に郷士が募集されることになった。「才谷屋」と号して質屋を開業し、庄屋として基礎を築いていた龍馬の曾祖父 八郎兵衛直益が「幡多郷士」に応募して「郷士」となった。幕末になると郷士は家老支配下の大隊に属する「御預郷士」の身分となり、坂本家は家老福岡宮内の所属となった。郷士の成り立ちは複雑だが、龍馬はこのような厳しい身分制度の中で郷士の家に生まれたことになる。そしてその身分制度の中からかたい殻を破って天下にその名を馳せる英傑が誕生するのである。

安全衛生管理体制・5S活動について

一人でも労働者を雇用すると事業主には労働者に対する安全衛生配慮義務が生じます。この配慮義務は、重く深く広範囲に及びます。事業所で業務に関連して、過重労働やハラスメントなどにより、例えば過労自殺など重大な結果を生じた場合には厳しく事業主の責任が問われ、大きな損害賠償の対象になる事があります。業務に関連して日常的に、そして組織的によりよい職場環境作りが求められます。日常的な無災害の為の取り組みの1つに「5S」活動があります。

5Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「躰」のことです。

「整理」とは要るもの・要らないものを分け、徹底的に処分することです。

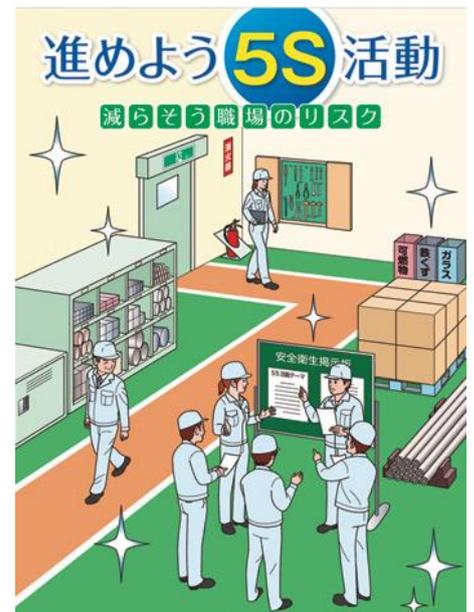
「整頓」とは必要なものを誰でも、すぐに取り出せるようにすることです。

「清掃」とはゴミ・チリ、汚れのないピカピカ状態を維持することです。

「清潔」とは3S(整理・整頓・清掃)を標準化して継続することです。

「躰」とは全員で3Sを習慣化して、決められたことを守ることです。

5S活動を通じて、目指すのは職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成です。良き習慣が定着している事業場はその習慣の数が多ければ多い程、良い環境の職場であると思います。



最低賃金の改正 10月より

兵庫県の最低賃金が28円上昇して899円となります。

<対象とならない賃金>

実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。



- ①臨時に支払われる賃金(〇〇手当など)
- ②1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの労働に対して支払われる賃金(深夜割増賃金など)
- ⑥その他に精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除外される。

最低賃金について不明な点がありましたら、当事務所へお問い合わせください。
最低賃金法違反は厳しく罰せられます。